5　保護事業及び管理事業

⑴　希少鳥獣保護計画に基づく保護事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、計画的に保護事業を実施する。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込む。

ア　希少鳥獣の保護のための方策に関する事項

保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲、新しい生息地の形成等を定めて実施する。

イ　希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図る。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力、鳥獣保護区又は休猟区に指定し、更に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討する。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求める。さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状態にするための方法及び内容を記載する。

⑵　特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業

計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ、計画的に管理事業を実施する。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施するために必要な事項として、以下の事項を盛り込む。

ア　特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方法、内容等を定めて実施する。

イ　被害防除対策に関する事項

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を十分なものとする上で不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理事業を実施する。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施する。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

6　計画の記載項目

⑴　希少鳥獣保護計画の記載項目

希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

1)　計画策定の目的及び背景
2)　対象とする鳥獣の種類
3)　計画期間
4)　希少鳥獣の保護が行われるべき区域
5)　希少鳥獣の保護の目標
①　現状
②　目標
6)　希少鳥獣の保護のための方策に関する事項
7)　希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
8)　その他希少鳥獣の保護のために必要な事項

人工増殖、野生復帰等の方法及び内容、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

⑵　特定希少鳥獣管理計画の記載項目

特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

1)　計画策定の目的及び背景
2)　対象とする鳥獣の種類
3)　計画期間
4)　特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域
5)　特定希少鳥獣の管理の目標
①　現状
②　目標
6)　特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項
7)　特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項
8)　その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項

モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

7　計画の作成及び実行手続

⑴　検討会・連絡協議会の設置

学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。

⑵　関係地方公共団体との協議

希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案については、法第７条の３第５項及び第７条の４第３項において読み替えて準用する第７条第７項に基づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議する。

⑶　利害関係人の意見の聴取

法第７条の３第５項及び第７条の４第３項において読み替えて準用する第７条第５項に規定する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行う。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努める。

⑷　計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知する。

⑸　計画に関する実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画としてとりまとめ、公表するよう努める。

⑹　モニタリング

対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検する。また、モニタリング結果の概要については、公表する。

なお、既存の調査結果等の活用、都道府県等との連携等により、モニタリングの実施に係る効率化に努める。